

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（案）について

平成27年2月16日

市 民 部

1 改正の趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の制定に伴い、措置命令をする場合における意見書等の提出及び公開による意見聴取の手続を定めるとともに、空き家等対策計画を策定し、盛岡市空き家等対策推進協議会を設置しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 措置命令をする場合における意見書等の提出及び公開による意見聴取の手続

ア 意見書及び有利な証拠の提出機会の付与

措置命令の相手方に対し、意見書及び自己に有利な証拠の提出機会を付与する。

イ 公開による意見聴取の請求権の付与

(7) 措置命令の相手方に対して意見書の提出に代えて公開による意見聴取の請求権を付与し、市長は、公開による意見聴取の請求があった場合は、公開による意見聴取を行わなければならないものとする。

(4) 市長は、公開による意見聴取を行う場合においては、命じようとする措置並びに意見聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに、措置命令の相手方及びその代理人に通知するとともに、これを告示しなければならないものとする。

(9) 措置命令の相手方及びその代理人は、公開による意見聴取に際し、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができるものとする。

(2) 空き家等対策計画

法第6条第1項の規定に基づき、及び市の講ずる施策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策計画を策定するものとする。

(3) 盛岡市空き家等対策推進協議会の設置

ア 法第7条第1項の規定に基づき、並びに空き家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、盛岡市空き家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

イ 協議会は、委員8人以内をもって組織し、市長を除く委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱するものとする。

ウ 市長を除く委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

エ 協議会は、市長が招集する。

3 施行期日

平成27年4月1日